

## 製造請負契約約款

### (総則)

**第1条** 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、別添の仕様書等に従い、この契約を履行しなければならない。

2 仕様書等に明示されていないもの等がある場合には、発注者受注者協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、発注者又は監督員の指図又は指示に従うものとする。

### (工程表)

**第2条** 受注者は、契約締結後14日以内に、仕様書等に基づく工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

### (権利義務の譲渡等)

**第3条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、製造目的物又は製造現場に搬入した使用材料は、これを第三者に売却し、又は貸与し、若しくは抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (一括委任又は一括下請負の禁止)

**第4条** 受注者は、製造の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

### (下請負人の通知等)

**第5条** 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

2 発注者は、製造の施工につき著しく不相当と認められる下請負人があるときは、受注者に対しその変更を求めることができる。

3 受注者は、その請け負った製造の一部を第三者に請け負わせようとするときは、当該下請負人が賃金若しくは製造材料代金等の支払いを遅延しないよう下請負代金の支払い等に際し、適切な措置を講じなければならない。

### (特許権等の使用)

**第6条** 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている使用材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその製造材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

### (監督員)

**第7条** 発注者は、監督員を定め、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 仕様書等に基づく製造の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 仕様書等に基づく工程の管理、立会い、製造状況の検査又は使用材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定による監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、仕様書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

#### (現場代理人等)

**第8条** 受注者は、現場代理人及び製造現場における製造の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、発注者に書面をもって通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

- 2 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。
- 3 受注者又は現場代理人は、製造現場に常駐し、監督員の監督又は指示に従い、製造現場の取締り及び製造に関する一切の事項を処理しなければならない。

#### (現場代理人等に対する交替請求)

**第9条** 発注者又は監督員は、現場代理人、主任技術者、その他受注者が製造するために使用している下請負人、労働者等について、製造又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して書面をもってその事由を明示し、その交替を求めることができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受理した日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

#### (使用材料の品質及び検査等)

**第10条** 使用材料の品質については、仕様書等に定めるところによる。仕様書等にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、仕様書等において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された使用材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、製造現場内に搬入した製造材料を監督員の承諾を受けずに製造現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された使用材料については、当該決定を受けた日から7日以内に製造現場外に搬出しなければならない。

#### (監督員の立会等)

**第11条** 受注者は、仕様書等において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された使用材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、仕様書等において監督員が立会いするものとされた製造については、当該立会いを受けて製造しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて仕様書等において見本又は製造写真等の記録を整備すべきものと指定した使用材料の調査又は製造するときは、仕様書等に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、

その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、使用材料を調査して使用し、又は製造することができる。この場合において、受注者は、当該使用材料の調査又は製造を適切に行ったことを証する見本又は製造写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは製造写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

#### **(支給材料及び貸与品)**

**第12条** 発注者が受注者に支給する使用材料（以下「支給材料」という。）及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められたときは納期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、仕様書等に定めるところにより、製造の完成、仕様書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が仕様書等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

#### **(仕様書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)**

**第13条** 受注者は、製造部分が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは納期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第10条第2項又は第11条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、製造部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、製造部分が仕様書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、製造部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

**(条件変更等)**

**第14条** 受注者は、製造に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること

(3) 仕様書等の表示が明確でないこと

(4) 仕様書等で明示されていない製造の条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し仕様書等を訂正する必要があるもの。発注者が行う。

(2) 第1項第4号に該当し仕様書等を変更する場合で製造目的物の変更を伴うもの。発注者が行う。

(3) 第1項第4号に該当し仕様書等を変更する場合で製造目的物の変更を伴わないもの。発注者受注者協議して発注者が行う。

5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは納期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**(製造の変更、中止等)**

**第15条** 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、製造内容を変更し、又は製造の全部若しくは一部を一時中止させることができる。この場合において、請負代金額又は納期を変更する必要があるときは、発注者受注者協議のうえ書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者受注者協議してこれを定めるものとする。

**(受注者の請求による納期の延長)**

**第16条** 受注者は、天候の不良等その責に帰することができない理由その他の正当な理由により納期までに製造を完成することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付した書面をもって納期の延長を求めることができる。

**(納期の変更方法)**

**第17条** 納期の変更については、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する

ものとする。ただし、発注者が納期の変更事由が生じた日（第16条の場合にあつては、発注者が納期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

#### **(請負代金額の変更方法等)**

**第18条** 請負代金額の変更については、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者受注者協議して定める。
- 4 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

#### **(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額等の変更)**

**第19条** 発注者又は受注者は、納期までに賃金又は物価の変動により請負代金額が著しく不相当となったと認めるときは、相手方に対して製造現場の実情を参しゃくし、書面をもって請負代金額又は製造内容の変更を求めることができる。

#### **(臨機の措置)**

**第20条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他製造上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

#### **(一般的損害)**

**第21条** 製造目的物の引渡し前に、製造目的物又は使用材料について生じた損害その他製造に関して生じた損害（次条第1項又は第2項若しくは第23条第1項に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

#### **(第三者に及ぼした損害等)**

**第22条** 製造について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰する理由による場合においては、発注者がこれを負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、製造に伴い通常避けることができない振動、騒音、地下水の断絶等の理由により第三者の家屋等に損傷を与えた場合は、発注者の負担においてこれを補償するものとする。ただし、その損傷のうち製造につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。
- 3 前2項の場合その他製造について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者受

注者協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (天災その他の不可抗力による損害)

**第23条** 地震、落雷、火災その他の自然的又は人為的な事象（仕様書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、発注者受注者双方の責に帰すべからざるもの（以下「天災その他の不可抗力」という。）により、製造の出来形部分（発注者が現実に出来形があつたものとして確認したものをいう。以下同じ。）及び製造現場に搬入した検査済み製造材料に損害を生じたときは、受注者は、事実発生後遅滞なくその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。以下本条において同じ。）の状況を確認するものとする。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して書面をもつて請負代金額の変更又は損害額の負担を求めることができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から請負代金額の変更又は損害額の負担の請求があつたときは、当該損害額のうち請負代金額の1/100を超える額を負担しなければならない。
- 5 前項の損害額は、発注者受注者協議してこれを定めるものとする。
- 6 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による請負代金額の変更又は損害額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「請負代金額の1/100を超える額」とあるのは「請負代金額の1/100を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。
- 7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の片づけに要する費用は、発注者がこれを負担する。

この場合において発注者が負担すべき額は、発注者受注者協議して定める。

#### (検査及び引渡し)

**第24条** 受注者は、製造が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、製造の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、製造目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって製造の完成を確認した後、受注者が製造目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該製造目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該製造目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、製造が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を製造の完成とみなして前5項の規定を適用する。

#### (請負代金の支払)

**第25条** 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を 経過した日から検査をした日までその期間の日数は、前項の期間（以下「約定期

間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満したものとみなす。

#### (部分使用)

**第26条** 発注者は、第24条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、製造目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により製造目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (契約不適合責任)

**第27条** 発注者は、納入された物品が契約不適合であるときは、受注者に対して、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定による契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項の規定による履行の追完又は第2項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

4 受注者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物品を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

5 前項の規定にかかわらず、発注者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

#### (履行遅滞の場合における損害金等)

**第28条** 受注者の責に帰すべき事由により納期内に製造を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責に帰すべき事由により、第25条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合において受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

#### (発注者の催告による解除権)

**第29条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても製造に着手しないとき。
- (2) 納期内に完成しないとき又は納期経過後相当の期間内に製造を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- (3) 引き渡された物品に契約不適合がある場合において、これによって、契約の目的が達成されないとき。
- (4) 正当な理由がなく、第27条第1項に規定する履行の追完又は同条第2項に規定する代金の減額がされないとき。
- (5) 契約の履行につき不正な行為があったとき。
- (6) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、発注者の職員の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (7) 前各号のほか、この契約に違反したとき。

**(発注者の催告によらない解除権)**

**第30条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 物品を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部が履行不能であるとき又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第35条又は第36条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 暴力団排除に関する特約条項第2条第1項各号に該当するとき。

**(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

**第31条** 第29条又は第30条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、この契約を解除することができない。

**(発注者の損害賠償請求等)**

**第32条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は受注者に、これにより生じた損害の賠償を請求することができ、また、受注者は請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第29条又は第30条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律

- 第75号)の規定により選任された破産管財人  
 (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人  
 (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

**(発注者の掲示による解除)**

**第33条** 発注者は、第29条、第30条又は第34条の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

**(発注者の任意解除権)**

**第34条** 発注者は、製造が完成するまでの間は、第29条又は第30条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

**(受注者の催告による解除権)**

**第35条** 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

**(受注者の催告によらない解除権)**

**第36条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第15条の規定により仕様書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。  
 (2) 第15条の規定による製造の中止期間が納期の10分の5(納期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が製造の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の製造が完成した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。  
 (3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。  
 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

**(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

**第37条** 第35条又は第36条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、この契約を解除することができない。

**(解除に伴う措置)**

**第38条** 発注者は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。  
 3 契約を解除した場合において、受注者は、貸与品、支給材料その他の物件があるときは、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、これらの物件が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、又は原状に復し、若しくは返還に代えてその損害を賠償しなければならない。  
 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は製造用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該

物件を処分し、製造用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第29条又は第30条の規定による発注者の解除権の行使であるときは、発注者が定め、第34条の規定による発注者の解除権の行使であるとき、第35条又は第36条の規定による受注者の解除権の行使であるときは、発注者受注者協議して定める。

**(請負代金等の相殺)**

**第39条** 発注者は、受注者からこの契約に基づき取得すべき金銭があるときは、受注者に対して支払うべき請負代金又は還付すべき保証金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

**(契約外の事項)**

**第40条** この契約に定めのない事項については、浦安市契約事務規則（平成8年規則第24号）の定めるところによるほか、必要に応じて発注者受注者協議して定めるものとする。

## 談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約(以下「契約」という。)と一体をなす。

(談合その他不正行為に係る解除)

第2条 浦安市(以下「市」という。)は、契約の相手方がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、契約の相手方に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 契約の相手方(契約の相手方が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 契約の相手方が協同組合及び共同企業体(以下「協同組合等」という。)である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の2に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。

4 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 契約の相手方は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、市が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。契約の相手方が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合、その他市が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市は、市の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、契約の相手方に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、契約の相手方が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して市に支払わなければならない。契約の相手方が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

## 暴力団排除に関する特約条項

(総則)

**第1条** この特約は、この特約が添付される契約(以下「契約」という。)と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

**第2条** 浦安市(以下「市」という。)は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(法人である場合には、その役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を、個人である場合には、その者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)若しくは暴力団密接関係者(暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。)であると認められるとき、又は暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者を利用するなどしていると認められるとき。
  - (3) 役員等が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に関し、その相手方が第1号から第5号までのいずれに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 前号に該当する場合のほか、契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に関し、解除を市から求められたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。
- 3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の相手方は、契約金

額の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。  
(関係機関への照会等)

**第3条** 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

**第4条** 契約の相手方、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者(以下「下請事業者等」という。)が、暴力団又は暴力団員等から契約の適正な履行の妨害又は不当若しくは違法な要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

(遵守義務違反)

**第5条** 市は、契約の相手方が前条に違反した場合は、指名停止措置要綱の定めるところにより、指名停止の措置を行なう。契約の相手方の下請事業者等が報告を怠った場合も同様とする。